

第11回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 日 時 平成29年12月15日（金）18時30分～19時30分

2 会 場 秋田市庁舎6-A会議室

3 出席者

(審査会) 柴 田 一 宏 会長
天 野 博 子 委員
上 田 晴 彦 〃
櫻 庭 清 〃
藤 盛 節 子 〃
古 谷 薫 〃

(実施機関) 菊 地 真 市民課長
阿 部 公 能 〃 課長補佐
篠 田 秀 明 〃 主席主査
進 藤 英 樹 市民税課主席主査

(事務局) 越後谷 優 文書法制課長
畑 山 淑 子 〃 課長補佐
小 林 真 〃 主席主査
米 川 純 子 〃 主査
鎌 田 恵 司 〃 主査

4 議事の概要

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 議事

コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付事業実施に伴う、オンライン結合による個人情報の提供禁止の例外について

事務局
(米川) ただいまから「第11回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
初めに定足数の確認である。本日は、委員7名中、中澤委員を除く6名が出席のため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、審査会が成立していることをご報告する。
それでは、審査会規則第2条第2項により、以降の進行は柴田会長にお願いする。
本日の会議は1時間程度の予定となっている。

柴田会長 それでは、次第に従って進めていく。
最初に、次第の2「会議録署名委員の指名」について、今回は天野委員にお願いする。

天野委員 (了承)

柴田会長 次に、次第の3の議事に入る。
本日の議題は、「コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付事業実施に伴う、オンライン結合による個人情報の提供禁止の例外について」だが、はじめに審議の進め方について、事務局から説明願う。

事務局
(小林) 本日の審議は、個人情報保護条例第7条に定める「オンライン結合」に関するもので、情報公開・個人情報保護審査会となってから初めての審議となるため、改めて説明する。
実施機関が管理する電子計算機と市以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を市以外のものが随時入手しうる状態にするという「オンライン結合」については、条例7条で定めているが、もう少し具体的に説明する。
市が庁舎内外に所有するサーバー（データ保管用パソコン類）にある個人情報データに、インターネットなどの通信回線を通して、外部のパソコンなどから、市以外のものが個人情報データを見たりすることができる状態、これをオンライン結合と定義している。
オンライン結合による個人情報の提供は原則禁止と規定しているが、例外規定を置いている。
一つは第1号の法律や条例等に根拠がある場合、もう一つが第2号で審査会の意見を聞いた上で、公益上必要であるとする場合で、今回の審議依頼はこれに該当する。
第2号の例外が認められた事務事業は、これまで5つある。
一つ目の事務が「インターネットの活用による個人情報の提供」である。家庭のパソコンやスマートフォンで市のホームページを見ることは、インターネット回線を通じて、市のホームページ公開用サーバ

ー（パソコン）にアクセスすることになることからオンライン結合に該当するが、市民等への情報提供などの公益性を考慮し、審査会の意見を踏まえて条件付きで「オンライン結合」で情報提供している。

同様に、「水道メーター検針、料金精算業務等」、「地域包括支援センター運營業務」および「あきたハートフルネット運營業務」について、オンライン結合を認めている。

直近の例では、平成28年1月に「市営住宅管理業務」についてオンライン結合を認めている。

これは、市営住宅業務に指定管理者制度を導入するに当たり、管理者に選定された団体が、市住宅整備課がパソコン上で保有する住宅入居者のデータを、外部から参照可能とすることで業務の効率性や市民の利便性の向上が期待され、オンライン結合を認めたものである。

今回の審議についても、「コンビニエンスストア等による証明書の自動交付」が、条例7条第2号の、「審査会に意見を聴いた上で公益上特に必要がある」場合として、実施機関が「オンライン結合」を行うために、審査会の意見を聴取するものである。

審議の進め方だが、初めに実施機関である市民生活部市民課から当該事業の概要およびオンライン結合等について説明していただき、質疑応答の後に、審査会としての意見を伺いたいと思う。

柴田会長

では、市民課から説明をお願いします。

市民課長

資料で説明する前に、コンビニで証明書を交付する手順をイメージしてもらうため、動画をご覧いただきたい。

（コンビニ交付に関する動画視聴）

市民課長

それでは、コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付事業について説明する。資料1をご覧いただきたい。

1の諮問事項は、秋田市コンビニ交付システムにおいて保有する個人情報と地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて、である。

次に、個人情報を取り扱う事務の名称は「コンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付事業」である。事業の概要についてだが、本市では平成30年10月からマイナンバーカードを利用して、最寄りのコンビニの多機能マルチコピー機で夜間や休日も住民票の写しなどの各種証明書の交付が受けられるコンビニ交付サービスを開始する準備を進めている。これにより市民は市役所の窓口に来なくても自分の都合のいい時間に身近なコンビニで証明書の取得が可能となるなど選択の幅が大きく広がり、市民の利便性の向上が図られるとともに、このサービスの普及により窓口業務の合理化に繋がることも期待できる。

4のコンビニ交付サービス(1)概要は、今申し上げたとおりである。(2)取り扱う証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、所得・課税証明書である。利用時間は、12月29日から1月3日を除く毎日で、時間は6:30～23:00である。ただし、戸籍証明は開庁日の9:00～19:00および閉庁日の9:00～17:00である。利用場所は記載のとおりコンビニチェーン店舗で、市内に約160店舗、全国では約53,000店舗ある。利用条件はマイナンバーカードを所持していることである。

次に、個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称だが、所得・課税証明書は企画財政部市民税課であり、それ以外の証明書は市民生活部市民課である。

市民課
(篠田)

資料1の6以降について説明する。始めにコンビニ交付システムの構成について、システム構成図をご覧いただきたい。

証明書発行方式には、証明書発行サーバを庁舎内に設置する自庁方式、データセンターに設置するクラウド方式がある。どちらを採用するかは、来月予定のプロポーザルによって決定する。どちらであっても利用者から請求があった場合、J-LISの証明書交付センターを経由して本市の証明書発行サーバに請求が届く。これに回答してPDF化した証明書データを返信することになるため、外部とのオンライン結合が必要となる。

資料1の6に記載されているものが、外部とのオンライン結合により提供するデータである。実際に外部に送られるのは画像イメージに変換された証明書のデータとなるため、証明書の記載内容がそのまま提供される。

次に7から9であるが、電子計算機のオンライン結合先は、J-LISが整備・運営する証明書交付センターシステムである。接続の方法は、本市の証明書発行サーバとJ-LISの証明書交付センターをLGWAN回線という地方公共団体のみが接続できる専用のネットワークを使用して接続する。専用回線のため通常のインターネットからの攻撃や不正アクセスの心配はない仕組みとなっており安全性が担保されている。

10の個人情報の保護措置についてであるが、本市としての措置は、秋田市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の適切な管理運用を行うよう職員に対して繰り返し教育、指導を行っていく。証明書発行サーバはセキュリティが十分に確保された、外部から隔離された庁舎内の区域、またはデータセンター内に構築し、証明書発行サーバおよび各業務サーバならびに各端末にはウィルス対策ソフトを導入し、最新のパターンファイルを保つこととしている。

ネットワークについては、本市内部における証明書発行サーバ、各業務サーバおよび端末間の接続は、外部から独立した情報統計課所管

のネットワーク回線を使用し、J-LISの証明書交付センターと本市の証明書発行サーバは、地方公共団体のみが接続できるL-GWAN回線で接続されるため外部から不正にアクセスできない仕組みとなっている。

次にJ-LISについてである。J-LISでは個人情報保護基本方針、情報セキュリティ基本方針が策定されており、これらに基づき個人情報の適切な管理運用を行う。証明書交付センターの広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置され、入退室管理を厳格に行っている。証明書交付センターはネットワークの中継地点として使用されるが、証明書のデータは保存されない仕組みとなっている。

発行する証明書そのものにも様々なセキュリティが施される。資料2をご覧ください。コンビニで交付される証明書は、通常のコピー用紙だが、コピーすると複写という文字が浮かび上がるけん制文字というものが両面に印字される。また、証明書が改ざんされていないか専用のサイトを使ってチェックできるスクランブル画像、さらに専用の機器を使って偽造の有無を確認できる偽造防止検出画像が印刷されるなど、市の窓口や自動交付機で使用している改ざん防止の専用用紙と比べても遜色ない対策が施される。

ネットワークについてだが、コンビニ事業者との接続は閉鎖性の確保された専用線を使用し、秋田市との接続は地方公共団体のみが接続できるL-GWANを使用し、通信内容は暗号化される。さらに進入防止システムにより外部からの不正アクセスに対する防御措置が講じられるなど、複数の対策によって、不正アクセスを遮断する仕組みとなっている。

次にコンビニ事業者についてだが、J-LISとの契約により次の対応を行う。

個人情報取扱責任者を選定し、個人情報保護の徹底が図られるよう従業員等に対する教育訓練および各種安全対策を実施する。また、セキュリティソフトにより証明書のデータは印刷後にキオスク端末から自動的に消去される仕組みになっており、施錠およびパスワードによって保守員以外はキオスク端末のプログラムに操作できない仕組みであるほか、各店舗には監視カメラも設置されている。また、先程動画でご覧いただいたとおり、申請から証明書の受領まで店員が介在することなく証明書の交付を受けられる仕組みとなっているため、店員に個人情報を盗み見られる心配もない。マイナンバーカードの取り忘れについても、音声や画面での警告によってカードを取らないと先に進めない仕組みとなっている。

コンビニのキオスク端末と証明書交付センターを中継するECセンターについても、行政サービス専用のルータという通信機器を隔離されたエリアに設置し、証明書データを保存しない仕組みとなっているほか、接続回線も専用回線を使用し通信内容を暗号化している。

このように、秋田市、J-LIS、コンビニ事業者、それぞれにおいて技術的なセキュリティのみならず、人的な個人情報の漏えいについて万全の体制をとっている。以上がコンビニ交付事業におけるオンライン結合についての説明である。審議の程お願いする。

柴田会長 　　ただ今の説明に対して、ご質問等があればお願いする。

天野委員 　　秋田市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいか。

市民課長 　　平成29年11月30日現在で9.53パーセント、約3万枚である。

天野委員 　　セキュリティについて専用回線を使うなど技術的な面では万全を期しているようだが、コンビニでの機械操作の際、本人確認はどのようにして行うのか。他人のマイナンバーカードを使ってもよいということか。

市民課長 　　マイナンバーカードを交付する際に、本人から暗証番号を設定してもらっている。機械操作の際は、本人しか知り得ない暗証番号によって本人確認としている。

藤盛委員 　　他人にマイナンバーカードを渡して暗証番号を伝えても、証明書が発行できるという認識でよいか。

市民課長 　　そういうことになる。

藤盛委員 　　マイナンバーカードを紛失した際は、再発行できるのか。

市民課長 　　マイナンバーカードを紛失した際は、窓口で再交付申請をしてもらう。その際、警察署から出される遺失届番号を持ってきてもらう。

藤盛委員 　　コンビニ交付と、窓口交付の手数料の差は、どのように考えているか。

市民課長 　　住民票の写しの場合、窓口交付の手数料は300円である。秋田市では自動交付機を市内7カ所に8台設置しており、手数料は窓口交付より100円低い200円としている。コンビニ交付も自動交付機と同様に、窓口より100円低い料金を考えている。

藤盛委員 　　手数料に差をもうけることで、コンビニ交付と窓口交付との差別化を図るのか。

市民課長 そのとおり。

古谷委員 4ページの個人情報取扱責任者は、各コンビニの店舗ごとに置かれるのか。また、マイナンバーカードを取り忘れた場合は、原則警察に届け出を行うようだが、証明書が置き忘れられた場合はどうなるのか。あと、そういったもの以外にコンビニの店員が個人情報に接することは考えられないと理解してよいか。

市民課長 個人情報取扱責任者については、店舗ごとなのか、事務所ごとなのか、確認する（※）。証明書が置き忘れられた場合も、拾得物として警察に届け出を行うことになっている。請求者が店内にいて紙詰まり等で印字された証明書が残ってしまった場合は、各店舗に備え付けてある無効印を押したうえで、返却することになる。
（※）市民課が12月19日に大手コンビニ3社に確認したところ、個人情報取扱責任者は各店舗に配置される役職ではなく、本社に配置される責任者との回答であった。

天野委員 スーパーやコンビニは本部があつて、各店舗は個人事業者が経営している。そうすると、責任は各店舗にあるのか。

市民課長 コンビニ交付においては、地方公共団体情報システム機構すなわちJ-LISとコンビニ事業者との契約になる。コンビニ各店舗との契約ではない。ただし、契約の中にそういうものを盛り込んでいるので、最終的には、各店舗にも責任があることになる。

天野委員 コンビニ交付の契約は本部のほうで行うが、各店舗に責任があるということか。

市民課長 そのとおり。コンビニ事業者と各店舗でフランチャイズ契約があり、遵守する項目の中に組み込まれるので、最終的には責任は各店舗の経営者になると認識している。

藤盛委員 コンビニ交付は便利だと思うし、既に全国約53,000店舗で普及されているということだが、マイナンバーカードをスキャンされるなどの事故報告はあるのか。また、置き忘れ等は拾得物として警察に届け出ることを前提にしているようだが、必ずしもこれが実行できるかということ、面倒で届け出ないこともあるかもしれない。

市民課長 今日時点で、事故や事件に関する情報はつかんでいない。スキャンについては、機械操作の際、マイナンバーカードを特定の位置に置いたあと、次の手続に進む段階ではずさないといけないので、考えに

くいと捉えている。また、拾得物の届け出を怠ることについては、人がやるものだから、100パーセントないとは申し上げられないが、契約事項でもあるので、限りなくないものと考えている。

市民課課長
補佐

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止についてはコールセンターで24時間365日受付している。マイナンバーを誰かに知られてしまったことが懸念される場合は、即日市役所の窓口でマイナンバーを変えることができる。

柴田会長

事故の情報は把握していないということだが、コンビニ交付をどのくらいの自治体が利用しているのか教えてもらいたい。

市民課課長

12月時点で、462自治体がサービスを開始している。ちなみに中核市では48市中35市が実施している。なお、県内においては、由利本荘市と横手市が実施している。

柴田会長

事故の情報がないというのはどうやって確認できるのか。問い合わせたのか。

市民課課長
補佐

マイナンバー系の事務で個人情報が出た場合は、個人情報保護委員会に報告しなければならないという義務があるが、これまでコンビニ交付についての事故報告はない。

櫻庭委員

秋田市ではマイナンバーカードは現在3万人程度の普及率であり、これ以上申請が増えるとは思えないのだが、あえてコンビニ交付をすすめる理由は何か。他の自治体がコンビニ交付を導入しているから秋田市もということなのか、それとも国から依頼されているからなのか、教えてほしい。

市民課課長

国からマイナンバーカードの普及率向上への協力依頼があり、コンビニ交付がその有効な手段のひとつと考えられている。

また、本市では自動交付機が市内7カ所8台あり、稼働率が良いが、メーカーが機械の更新をすすめておらず、いずれ製造中止になるおそれがあることもひとつの理由である。また、自動交付機の設置場所はほとんどが市の庁舎内で、より身近な場所がかつ営業時間の長いコンビニで、手短に証明書を取っていただきたい、という意味も含めてコンビニ交付事業をすすめていきたいと考えている。

櫻庭委員

コンビニ交付は、マイナンバーカードの普及手段と受け取らざるを得ない。また、せっかくある自動交付機をなくすというのは心外だ。今後はマイナンバーカードを取得しないと土日は証明書が発行されないことになるが、それが本当に市民サービスになるのかと感じる。

藤盛委員 コンビニ交付事業にいくらの財源を充てられているのか、また、交付金についても伺いたい。

市民課長 コンビニ交付のシステム構築の予算は、約1億7千万円を計上している。ランニングコストで見ると、見積りの最低金額で約570万円である。今の自動交付機のランニングコストが年間約2,800万円なので、単純計算で約2,200万円低くなることになる。システム構築経費を長い年数で割って考えるとコンビニ交付のほうが費用を抑えられることになる。

櫻庭委員 おそらく国で、こういうシステムを構築する計画があるのだろうし、全国的に同じやり方だからセキュリティは最高のものとしていると思うが、アナログ的な部分が懸念される。

自動交付機の場合、近くに市職員が2人くらいいる。公的な場だから自分が操作しても安心である。一方でコンビニは不特定多数の人間が来るし、窃盗の危険もある。外国ではよくある例として、切符発行操作をうまくできない利用者に教えるふりをして窃盗を行う詐欺グループがいるときく。そういった対策は想定しているのか。要するに警備の問題である。監視カメラでスキミングされないようなやり方ですると思うが、逆にそれがブラインドになってやられる場合もある。なかには堂々とやるグループもいる。

天野委員 コンビニ交付実施の理由として、高齢者の利便性を図る意味で、自宅の近くで用が足せるのもメリットとあったが、お年寄りの方はボタン操作は苦手だと思われる。結局は、施設入所者は、施設職員などに頼んで暗証番号まで教えるなど、セキュリティは弱いという話を聞いたがどうか。やってあげますよ詐欺ではないが、不正行為につながるおそれがあるのではないか。

市民課長 最初の質問でもあったが、カードと暗証番号があれば本人でなくとも証明書を取れる形であるし、当然それを照合するようなシステムではないので、そういったことは考えれば起こりうると推測はできる。

市民課課長
補佐 現状を申し上げますと、年間約30万件ある諸証明発行の半分近くが自動交付機で行われている。本市は全国でもトップクラスに機械化がうまくいっており、これをやめるわけにはいかないと考えている。

全国的なコンビニ交付の普及により、もう自動交付機は生産しない状況にある。自動交付機は高額であるため、多くの自治体が導入しなかったが、本市はうまく稼働してきた。それが、コンビニ交付が始まり、割り勘効果で多くの自治体が導入し、その数は現在約460自治体で、今後さらに増える見込みであり、コンビニ交付実施時のコスト

ももさらに下っていく。自動交付機が生産中止となれば本市もコンビニ交付に全面移行するが、その場合も、市民の約半数は、窓口で会話しながら職員を介して証明書交付を受けたいのではと想定している。

したがって、コンビニ交付導入後も、利用者は現状と同じ半々くらいと想定しており、若者や証明書を早く欲しい方、どうしても土日に必要な方のために、便利な仕組みを残す必要がある。その上で、不安のある方、向けに窓口で取得を周知していくしかないと思っている。

なお、仮に印鑑証明書を不正に使用され、財産の被害のおそれがある場合には、そのマイナンバーカードの機能停止と、個人番号の変更が可能である。また、事後になるが、監視カメラなどで誰がいつ不正取得したのかということをはっきりとすることができるので、そういった形で犯罪を抑止していくことはできるのではないかと考えている。

藤盛委員 行政が物事を進める際に、ちょうどいいチャンスというものがあると思う。1億7千万円の予算計上の中に、国が補助を出そうとしているのかについても伺いたい。

市民課長 今回のコンビニ交付の処理に当たって、国から補助金という形ではないが上限6千万円の特別交付税措置という形となっている。また、事業開始後3年間のランニングコストについても措置の対象となっている。

藤盛委員 そういう意味では、今が導入の好機なのだろうが、各委員の懸念についても考えるべきかと思う。自動交付機の生産停止の可能性もあるが、一番の懸念は、便利ではあるけれども便利のものの裏にあらゆる懸念もあるよということをはっきりと受け止めていただき、そこに関してどうするかという話になると思う。

櫻庭委員 来年度システムを導入した場合、あくまでコンビニの店内で実施していくのか。コピー機も不特定多数の人がのぞき見できる。人気店舗には多くの客がおり、トラブルも想定されるが。既に導入している横手市と由利本荘市の利用率はどうか。

市民課長 お客様同士のトラブルに関しては、知り得ていない。横手市と由利本荘市については、今年導入して間もないこともあり、マイナンバーカード普及率も本市より低く、実績について直接確認はしていない。

上田委員 今の話だと、お年寄りだとセキュリティの面で不安な点があるので、例えば75歳以上の方は、市の窓口に来るように強制的にはじかれるようなシステムにはできないのか。

市民課長 75歳以上の方でもコンビニを使いたいという方もいらっしゃるの

で、その点は先ほどのとおり、不安のある方は市の窓口へ、というような周知をしたい。強制は難しいものとする。

上田委員 了解した。あと、24時間体制になっていない理由はあるのか。サーバのメンテか何かがあるのか。

市民課
(篠田) 日々バックアップを必ず取るので、夜間は、バックアップを取る時間帯ということになる。

上田委員 了解した。

藤盛委員 櫻庭委員の心配は、暗証番号を入力するところを背後から見られて覚えられるなどが想定されているが、例えば、秋田方式として、市が各コンビニでの設置場所を依頼できないか。銀行のATMには鏡が設置され、背後を確認できる。こうした設置箇所の環境整備を、市として事業者へ依頼するなど検討すべきでないか。また、カードを盗まれて暗証番号も分かれれば、証明書は取得可能なので、もう少し工夫の余地というものを検討してみたいかと思う。

天野委員 設置環境関連で、監視カメラで照合する旨話があったが、各コンビニにおいてコピー機付近をきちんと録画できるようにカメラを設置するなど、要望をするのか。いくら監視カメラがあっても録画されていないと意味がない。カメラ設置を義務付けるようなものはあるのか。

市民課長 あると聞いている。

柴田会長 店舗によっては新たに付けてもらうということになるのか。

市民課長 どのコンビニでも監視カメラは全部を網羅できるようにしている。

柴田会長 全ての店舗で既に設置されている可能性はある。

市民課長 万が一、設置されていない店舗があれば、カメラ設置は義務付けとなっているので、新たに設置していただくものと思われる。

柴田会長 コピー機の設置場所も各店舗に任せているということか。

市民課長 そのとおりである。

柴田会長 設置場所のチェックはするのか。

市民課長 設置場所に関しては特に規制はない。どこに置くのが望ましいかを

店舗に市からお願いすることは、今の時点で考えていないが、今後、業者等と交渉の余地はあると考えており、対策できるものに関しては検討する。設置場所の指導までは今時点で想定していないが、来年の10月実施までに、こうした課題を踏まえながら、よりいっそう利用者が安心して使えるようなかたちに進めていく。

櫻庭委員

繰り返しになるが、市の姿勢としては、窓口ではなく極力コンビニ等で証明書を取得して欲しいという姿勢なのか、それとも便利なシステムをなので利用したい方が利用してほしいというスタンスか。

アナログ的なセキュリティに対する市の姿勢が、そのスタンスによって変わってくる。前者だとすれば、多少費用をかけても安全対策を万全にする必要があるが、このあたりについてはどう考えているか。

市民課課長
補佐

市全体の証明書発行の約半分の約13万5千件は自動交付機から発行されており、市民は交付機からの取得に慣れている。ただし、全市民に交付機から取得して欲しいと考えているわけではなく、自動交付機を使用したい方は使用して欲しい、という姿勢である。コンビニ交付も同様の考えであり、不安な方は窓口を利用していただければと思うし、その割合としては最高で50%ずつだろうと考えている。

櫻庭委員

コンビニのコピー機付近には、雑誌を立読みする人やコーヒーを飲んでいる人もいるが、このままの形でいくのか。7箇所ある自動交付機は市の施設内に設置されおり、不明点も職員に聞けるなど安心感があるが、コンビニではそうはいかないので安心感が違うと感じる。

市民課課長
補佐

現在使用している自動交付機は磁気カードを使用しており、コンビニ交付で使用するマイナンバーカードはICチップを搭載している。セキュリティの度合いを考えると、磁気カードは曲がってしまったら、スキミング等が懸念されるが、ICチップはその点問題ないということもある。

藤盛委員

平成30年10月からとあるが、この時期で決定なのか、目安ということなのか。

市民課長

平成30年10月というのは市の方針として決定している。来月プロポーザルにより業者を決定する予定であり、予算要求もしている。

柴田会長

いろいろ懸念される点が指摘されている。システムの安全性は確保されているが、コンビニには不特定多数の人が出入りしており、操作している姿も他人に見られることになる。

市民課長

事業開始する前に、市内コンビニ全店舗に、コンビニ交付を受ける

際の注意書きなどを載せたチラシを配布することを検討している。

藤盛委員 事業の開始時期がある程度決まっているなかでの諮問である。今回の審査会で話された懸念事項を是非生かしていただきたい。

柴田会長 個人情報取扱責任者について不明確であったため、責任者を確保し従業員への教育が必要だと考える。

市民課長 委員の皆様からのご指摘で、あらためて気づかされる部分があった。これは市民のみなさんも同様に感じると思う。コンビニ店員も市民も我々も初めての事業であるため、懸念事項を少しでも解消できるよう慎重に進めて参る。

柴田会長 本日審議された懸念については文章化した上で、オンライン結合の例外として認めるという結論としてよろしいか。

(了承)

柴田会長 では意見書案を事務局に作成していただきたい。
この件については以上とする。

(実施機関職員退席)

続いて議事の(2)その他だが、事務局から何かあるか。

事務局 (審査請求の結果および研修の実施について報告)
(鎌田)

藤盛委員 研修を受講した者が課内で伝え合うなどして、受講していない者にも伝わるのが重要である。

柴田会長 次第の4その他だが、他になれば、以上で第11回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を閉じる。